

○皇學館中学校学則

第1章 総則

（目的）

第1条 皇學館中学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）及び学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）の主旨に則り、小学校における教育の基礎のうえに心身の発達に応じて中等普通教育を施し、神道を基盤とした教育を行い、祖国愛の精神に基づく社会有為の人材を育成することを目的とする。

（修業年限）

第2条 本校は、修業年限を3年とする。

（教育課程及び毎週授業時数）

第3条 本校の教育課程及び毎週授業時数は、学校教育法施行規則（平成20年3月28日文部科学省令第5号）第72条、第73条及び第74条及び第79条の規定に準拠して別表1のとおり定める。なお、本校は併設型の中高一貫教育を行うため、平成10年文部省告示第154号による特例を適用することができる。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年）

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第5条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から10月10日まで

第2学期 10月11日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は教育上必要と認めるときは、第1学期終了日及び第2学期開始日を変更することができる。

（休業日）

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 日曜日、第2土曜日及び第4土曜日

(3) 神嘗祭 10月17日

(4) 創立記念日 4月30日

(5) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで

(6) 夏季休業日 7月21日から8月22日まで

(7) 秋季休業日 第1学期終了日に引き続く3日間

(8) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(9) 学年末休業日 3月20日から3月31日まで

2 校長は、必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更し、若しくは臨時の休業日を定め、又は休業日に授業を行うことがある。

3 校長は、教育上必要と認めるときは、第1項第5号から第9号までに掲げる休業日について、当該各号に定める期間の総日数の範囲内で期間を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

第3章 収容定員及び職員組織

（収容定員）

第7条 生徒定員は、240名とする。

（職員組織）

- 第8条** 本校に、校長、教頭、教諭、講師、養護教諭又は養護助教諭、事務職員、技能職員を置く。
2 前項の規定にかかわらず学校運営上必要と認めた場合は、その他必要な職員を置くことができる。

第4章 入学、編入学、転学、出席停止及び休学

（入学時期）

- 第9条** 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

- 第10条** 本校に入学することができる者は、小学校第6学年卒業者とする。

（入学志願）

- 第10条の2** 本校に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料を添えて、指定の期日までに校長に提出しなければならない。

（入学選考）

- 第10条の3** 入学選考の方法は、人物及び学力について行う。

（入学許可）

- 第11条** 校長は、前条の入学選考の結果に基づき入学を許可する。

（入学手続）

- 第12条** 入学を許可された者は、所定の誓約書に保護者及び保証人連署のうえ、住民票抄本並びに入学金及び教育充実費（入学時）（以下「入学諸納金」という。）を添えて、指定期日までに校長に提出しなければならない。

（保護者及び保証人）

- 第13条** 生徒の保護者は、その親権を行う者又は後見人とする。ただし、やむを得ない場合は、成年者であって一家の生計を営む者でなければならない。

- 2 保証人は、保護者又は本人の同一戸籍以外の者で、伊勢市又はその附近に居住する成年者であって、一家の生計を営む者でなければならない。
3 保護者又は保証人が死亡したとき、若しくは事故により保護者又は保証人となることができないときは、前2項によって改めてこれを定め、前条の誓約書を提出しなければならない。
4 保護者又は保証人が住所又は氏名を変更したときは、直ちに校長に届け出なければならない。
5 保護者が所定の授業料及び教育充実費（以下「授業料等」という。）を納入しない場合には、保証人がこれを納入しなければならない。

（編入学）

- 第13条の2** 校長は、編入学を希望する者があるとき、教育上支障がない場合には、その理由を考慮し選考のうえ、相当学年に編入学を許可することができる。

- 2 第10条の2、第12条及び第13条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（転入学）

- 第14条** 校長は、転入学を希望する者があるとき、教育上支障がない場合には、その理由を考慮し選考のうえ、相当学年に転入学を許可することができる。

- 2 第10条の2、第12条及び第13条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（転学）

- 第15条** 転学しようとする者は、事由を記し、保護者及び保証人連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

（出席停止）

- 第16条** 校長は、次の各号の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認める者には、保護者に対して、その者の出席停止を命ずることがある。

- (1) 他の生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える場合
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動を妨げる行為

2 校長は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付するものとする。

3 校長は、出席停止の命令に係る者の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

（感染症による出席停止）

第17条 校長は、学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第19条の規定により、感染症予防のため必要と認めた場合には、保護者に当該生徒の出席停止を命ずることができる。

（休学）

第18条 病気その他の事由により3月以上授業に出席できない者は、保護者及び保証人連署のうえ、校長に休学を願い出て許可を受けなければならない。ただし、病気による場合には、医師の診断書を添えるものとする。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、改めて校長の許可を得て期間を延長することができる。

3 休学期間は、第2条に規定する修業年限に算入しない。

（復学）

第19条 休学の事由が解消し、復学を希望する者は、保護者及び保証人連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、病気の回復による場合には、医師の診断書を添えるものとする。

第5章 学習の評価、課程の修了及び卒業

（学習の評価）

第20条 学習の評価については、中学校学習指導要領に示されている各教科・科目の目標を基準として行う。

（卒業の認定）

第21条 校長は、中学校の所定の課程を修了した者について卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者について、卒業証書を授与する。

第6章 入学検定料、入学諸納金及び授業料等

（入学検定料）

第22条 入学検定料は、別表2のとおりとする。

（入学諸納金）

第23条 入学諸納金は、別表3のとおりとする。

（授業料等）

第24条 別表4に定める授業料等の年額を、12月に分けて、毎月指定の期日までに納付しなければならない。

2 授業料等は、病気その他自己の都合により欠席した場合も、学籍のある間は、これを納めなければならない。

3 休学期間中の授業料等は、徴収しない。ただし、月の中途において転学、休学又は復学する者は、その月の授業料等を納めなければならない。

（納付金の返還）

第25条 既納の入学検定料、入学諸納金及び授業料等は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学手続き完了者が入学年度の前年度末日までに入学辞退の申し出があった場合は、入学諸納金（教育充実費）を返還することがある。

第7章 賞 罰

（特別奨学生）

第26条 人物及び学業成績が特に優秀な者又はスポーツ及び芸術の技能が特に優れた者、その他別途規程による者に対し、特別奨学生として、教育充実費（入学時）、授業料及び教育充実費相当額を奨学費として授与する。

- 2 特別奨学生について必要な事項は、別に定める。

（褒 賞）

第27条 人物及び学業が優秀な者又は他の生徒の範と認められた者に対し、教育上必要と認められたときは、校長がこれを褒賞する。

（懲 戒）

第28条 本校の規則等に違反した者又は問題行動のあった者に対し、校長がこれを懲戒する。

（懲戒による退学）

第29条 校長は、次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第8章 補 則

（細則の制定）

第30条 この学則の実施に必要な細則は、校長が定める。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年5月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）
平成28年度以降

区 分		1 年		2 年		3 年		計	
		年間 時数	週当 たり時数	年間 時数	週当 たり時数	年間 時数	週当 たり時数	年間 時数	週当 たり時数
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	175	5	175	5	175	5	525	15
	社 会	105	3	105	3	105	3	315	9
	数 学	175	5	175	5	210	6	560	16
	理 科	105	3	140	4	140	4	385	11
	音 楽	35	1	35	1	35	1	105	3
	美 術	35	1	35	1	35	1	105	3
	保 健 体 育	105	3	105	3	105	3	315	9
	技 術 ・ 家 庭	70	2	35	1	35	1	140	4
	外 国 語	245	7	245	7	210	6	700	20
道 徳 の 授 業 時 数		35	1	35	1	35	1	105	3
総 合 的 な 学 習 の 時 間		70	2	70	2	70	2	210	6
特 別 活 動 の 授 業 時 数		35	1	35	1	35	1	105	3
総 授 業 時 数		1190	34	1190	34	1190	34	3570	102

備考

- この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 「道徳」及び「総合的な学習の時間」の授業を特定の期間にまとめて行う場合がある。

別表2（第22条関係）

項 目	納 入 額
入 学 検 定 料	12,000 円

別表3（第23条関係）

項 目	納 入 額
入 学 金	45,000 円
教育充実費（入学時）	200,000 円

別表4（第24条関係）

項 目	納 入 額
授 業 料	276,000 円
教 育 充 実 費	102,000 円